

外国人労働者の受入に関する提言

平成26年3月

多文化共生推進協議会

(群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市)

外国人労働者の受入に関する提言

外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、多文化共生社会づくりを推進するため、様々な施策に取り組んでいるところでもあります。

こうした状況の中、政府は、本年に入り産業競争力会議において「成長戦略進化のための今後の検討方針」をまとめ、その中で「持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら、国民的議論を進める。」とし、技能実習制度についても「制度本来の目的を踏まえた検討を行い、平成26年年央までに方向性を出す。」としています。

また、建設分野における外国人材の活用に係る閣僚会議においては、建設技能労働者の不足問題について、震災復興事業やオリンピック・パラリンピック関連施設整備対応のため、即戦力となりうる外国人材の活用について、年度内を目途に当面の時限的な緊急措置の決定を目指すことが確認されました。

このように政府では、外国人労働者の受入について積極的な議論が交わされているところですが、外国人労働者は経済活動を支える大きな力になると同時に、生活者として共に生きる地域住民となります。外国人労働者が日本社会に適応して生活できるようにするための多文化共生社会づくりの一層の推進に向け、関係府省は次の点について十分留意されるよう提言します。

平成26年3月17日

多文化共生推進協議会

（群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・
愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市）

1 外国人労働者の受入に際しては、生活者としての視点も必要であり、これまでの多文化共生推進協議会の提言に十分留意すること。

【提言の背景】

外国人労働者は、我が国の経済活動を支える大きな力になると同時に、生活者として共に生きる地域住民となる。そうした中で、労働、医療、防災といった広範な分野にわたる多様な課題に対応した、外国人住民が暮らしやすい施策が必要となることは、本協議会が繰り返し提言してきたところである。

2 労働関係法令の遵守の徹底など、外国人労働者の就労環境の適正化に努めること。

【提言の背景】

外国人労働者の受入拡大については、技能実習制度の見直しの議論が進められているが、厚生労働省が平成25年7月3日に発表した「外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検の状況」によれば、労使協定を超えた残業や割増賃金の不払いといった労働関係法令違反が依然として認められている。

技能実習制度の適正な運用と共に、制度本来の目的を踏まえた十分な検討が必要である。

3 中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針、及び全ての外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。

【提言の背景】

震災復興事業やオリンピック・パラリンピック関連施設整備対応のための時限的な緊急措置、特例措置としての外国人労働者の受入が、地域社会においてどのような状況を招来するのか十分な議論を経た上で、中長期的な視点に立った、外国人全般の受入方針を策定する必要がある。

外国人全般の受入方針を踏まえ、全ての外国人が日本社会に適応していくために必要となるコミュニケーション支援等の施策についての体系的・総合的な方針を策定する必要がある。